

金融機関に対する犯罪利用預金口座等に関する情報提供の迅速かつ確実な実施について

〔平成22年6月18日〕
消費生活侵害事犯対策ワーキングチーム申合せ

関係省庁においては、「消費生活侵害事犯対策ワーキングチームの検討結果」を踏まえ、国民の生命・身体・財産に被害を及ぼす消費生活侵害事犯への対策の強化を明確に意識しつつ、各種研修会等の実施による職員の能力向上、行政庁と警察との間での連携強化・情報共有等の取組が着実に進められており、一定の成果を上げてきているところである。

しかしながら、現在も、高齢者をねらった悪質商法事犯、生活の困窮につけ込むヤミ金融事犯等による被害は後を絶たず、国民の不安感が払拭されるまでには至っていない。消費者の目線に立ち、国民の安全・安心を確保するためには、行政権限の発動や取締りはもとより、消費生活侵害事犯に係る被害拡大防止・被害回復支援対策に重点を置いた取組を政府一丸となって更に進めていく必要がある。

こうした中、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成19年法律第133号。以下「法」という。）第3条に定める金融機関が行う犯罪利用預金口座等に係る取引の停止等の措置（いわゆる口座凍結）は被害拡大防止・被害回復支援対策として非常に有効であることから、行政庁及び警察は、上記の政府一丸となった取組の一環として、消費生活侵害事犯につき、同法の定める犯罪利用預金口座等である疑いがある預金口座等を認知した場合には、当該口座及びその不正利用に関する情報を、金融機関に対して提供することとする。

関係省庁においては、地方支分部局を含めて、この情報提供の迅速かつ確実な実施を徹底するとともに、地方公共団体や独立行政法人国民生活センター等の関係機関に対し、金融機関への情報提供が着実に実施されるよう依頼することとする。

なお、関係省庁及び関係機関による情報提供並びに金融機関による口座凍結の円滑な実施に資するため、関係省庁間において実施方法等に関する情報の共有を図るなど必要な措置を講ずるものとする。